

令和3年12月定例会で傍聴規則が改正されました。
令和4年1月会議より適用されます。

主な改正点は、傍聴券が不要になり、お子さま連れの傍聴もできることになりました。

会議を傍聴しようとする方は、直接信濃町役場3階へお越しいただき、傍聴人受付簿に住所・氏名を記入し、傍聴席にお入りください。

●次の物を傍聴席へ持ち込むことはできません。

- ①凶器等人に危害や迷惑を及ぼすおそれのある物
- ②示威的行為（威力や氣勢を他に示す行為）を目的とした物
- ③議場内の録音及び撮影を目的とした機器
- ④議事の妨害になり得る音を発する物

●傍聴席においては、次の事項をお守りください。

- ①静かに傍聴してください。
- ②飲食または喫煙はできません。水分補給等が必要な方は事前に議長の許可をとってください。
- ③携帯電話等の通信機器その他音を発する機器は、電源を切るかマナーモードでお願いします。
- ④議場の秩序を乱し、議事の妨害となるような行為は、しないでください。

●議長が退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場してください。

●ご不明な点は、議会事務局までお問合せください。（電話255-2212）